

各都道府県財政・市区町村担当課
（公会計担当）
各政令指定都市財政担当課
（公会計担当）

御中

総務省自治財政局財務調査課

公会計に関するブロック説明会及び公会計の整備スケジュールについて

公会計の整備推進については、「公会計の整備推進について」（平成 19 年 10 月 17 日付総財務第 218 号）で通知したところでありますが、今後開催する予定のブロック説明会の日程及び公会計の整備スケジュールに関する考え方は以下のとおりですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. ブロック説明会への参加

昨日、各都道府県財政・市区町村担当課及び政令指定都市財政担当課宛に別紙日程での開催案内を送付したところですが、10月中の開催となる説明会の案内についてはショートノティスになり恐縮ですが、積極的なご参加につきご配慮いただきますようお願いいたします。

2. 公会計の整備スケジュール

- (1) 「公会計の整備推進について」（平成 19 年 10 月 17 日付総財務第 218 号）（以下「通知」という。）において、平成 18 年 8 月 31 日に通知していた「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（以下「指針」という。）の要請内容を改めて通知したところです。
- (2) 通知文中 2 において、地方団体の取組状況等に応じ 3 年乃至 5 年後、つまり、平成 21 年度乃至平成 23 年度の財務書類の公表を要請した指針の内容を改めて通知したところですが、通知文中 3 に示した資産・債務改革の方向性と具体的な施策については、指針では平成 21 年度までに策定することを要請しており、このためにも平成 21 年度までに財務書類を整備することに重要な意義があります。
- (3) さらに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定される健全化判断比率が平成 19 年度決算に基づき平成 20 年秋頃には公表され、平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率の状況によっては、例えば財政健全化計画の策定が義務付けられます。このことを併せて考えますと、平成 21 年度までに一定の資産評価も行った上で財務書類を整備することが重要であると考えられます。このため、例えば、今年度から資産評価等の公会計の事務に着手いただき、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第 1 部第 22 段の記述にあるように、平成 19 年度決算に基づく財務書類を平成 20 年度に公表するといった早期の取組が重要と考えられ、ご検討のほどお願いいたします。

(連絡先)

総務省自治財政局財務調査課
課長補佐 稲原(内 3331)
係長 中西(内 3498)
電話 03(5253)5111(代表)
03(5253)5647(直通)